



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



共同声明（仮訳）
第 59 回日米財界人会議
日米経済協議会／米日経済協議会
ワシントン DC
2022 年 10 月 11 日-12 日

日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）のメンバーは、10月11日、12日の両日、ワシントンD.C.において第59回日米財界人会議を開催した。

両協議会には、デジタル・エコノミー、金融サービスからエネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通の分野など、日米両国の135の企業が加盟している。

COVID-19のパンデミックは、引き続きビジネスや社会に甚大な影響を及ぼしており、既存の経済的、社会的課題をさらに難化させている。それに加えて、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序を揺るがすのみならず、今後の国家安全保障を確保する上で、経済活動や国民生活にも多大な影響を与えている。日米両国政府において、経済安全保障の強化に向けた協力の模索という共通の意図に沿って、2022年7月に日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）という新たな枠組みを立ち上げた。両協議会は、こうした日米同盟を経済面から強化する取組みを歓迎する。

同時に、世界的な公衆衛生および安全保障の危機を起因とする国際秩序の変化は、より衛生的で持続可能、かつ強靱な未来を創造するための我々のアプローチを再検討する機会となった。こうした背景から、今回の日米財界人会議では、特に革新的技術の促進の重要性について共通の見解を持つ日米両国の経済界のリーダーを招集し、ヘルスケア、インフラの最新化、そして、両国の社会が直面しているマクロ経済の課題をとりあげた。

両協議会はまた、日米両国が自由、民主主義、人権および法の支配という基本的価値観を共有する同志国との緊密なパートナーシップの下、協調・協力を一層強化することによって、より強靱で持続可能、多様で包摂的な社会を醸成し、透明性の高いルールに基づく国際経済秩序をめざすべきであると考えている。これらの目的に向けて、両協議会は以下の事項を約束した。

1. **ヘルスケア・イノベーションの推進において、適切な政策体系と規制環境を確立する政策を支援するとともに、公衆衛生的介入に不可欠なデジタルヘルスツール、医薬品、医療機器へのすべての人々と関連団体による迅速かつ公平なアクセスを促進する**

過去2年間、COVID-19のパンデミックは世界中のヘルスケアシステムの課題を浮き彫りにしたが、同時にイノベーションを促進し、新技術の開発と展開を加速させ、国境を越えた協力関係を強めた。また、我々は、今後の両国の高齢化社会の進展を見据える上でも、ヘルスケア領域への

新技術の応用は喫緊の課題であると考える。日米の企業はこの変革のリーダーであり、両国および世界でイノベーションを促進し、新たなヘルスケアツールへの幅広いアクセスを確保すべく、両協議会は以下の事項を両国政府へ提言する。

- 実務者レベルの対話など、COVID-19に加えて日常的な情報共有を維持すべく、デジタルヘルスにおける二国間協力に向けたより強固な体制を促進すること
- ヘルスケア・イノベーションに関する政策の規制、償還、監督を所管する政府機関間の緊密な協調を実現すること
- 医薬品、医療機器及びデジタルツールに関する公正で透明かつ予見可能な償還制度改革を進め、医療制度全体の中で、これらの革新的な製品の価値を反映させること
- 臨床医、研究者、ヘルスケア企業および患者が意思決定するための包括的な情報に国境を越えてアクセスできるようにするとともに、医療データのプライバシー保護を確保し、患者からの信頼度を向上させること
- 特に、国境を越えたデータフロー、プライバシーへの配慮やAIガイドラインに関して、両国の法的、規制的枠組みが最新の状態に更新され、幅広い医療ITインフラを開発する必要性に沿ったものとする
- 医療ITインフラ、デバイスおよび臨床システム間データの相互運用性を促進し、患者ケアのためのアクセスを最適化すること
- AIイノベーションを促進する柔軟でリスクベースの枠組みにコミットし、国際連携による健全で相互運用可能な実践をヘルスケア分野で進める一方、民間企業、学界や地域コミュニティと連携してAIに対する患者の信頼性を確保すること
- 患者のデータ保護、および中断のないケアを確保し医療エコシステム全体を保護するため、サイバーセキュリティへの投資を増加すること
- あらゆる分野のDXに必須であり、特に医療分野での影響が大きいペーパーレス化を引き続き推進すること
- プログラム医療機器(SaMD)などのデジタルセラピューティクス(デジタル治療)や、再生医療、細胞治療、遺伝子治療などの革新的治療に特化した価格算定制度を導入すること
- デジタルツールを最大限に活用することで分散型臨床試験を可能にし、医療機関への訪問およびリモートのハイブリッドによる治験参加を可能にすること

2. スマートで最新かつ強靱なインフラを構築する政府の取組を支援し、両国および世界中の人々に経済的な豊かさおよび生活の質の向上を提供する

両協議会は、インフラ投資の継続が長期的な景気回復に不可欠であると考えており、米国のインフラ投資・雇用法を含む国内インフラの最新化に向けた両国政府の取り組みを歓迎している。また、G7の「グローバル・インフラ投資パートナーシップ」のようなイニシアティブを通じて、第三国のインフラ開発を主導する上で日米が果たし得る役割を認識している。今後数十年にわたって安全性、モビリティおよび生活の質を向上させるために、両協議会は両国政府へ以下のことを提言する。

- 医療システム、エネルギー安全保障、クリーンエネルギー、輸送機関およびデジタルコネクティビティがインフラの最新化に向けて特に重要な分野であると認識すること
- これらの分野のイノベーションと導入に向けて、両国政府と民間企業が連携し、現実的なロードマップを策定すること

- CO2 排出削減にむけ技術中立的に、最適なエネルギーミックスを実現するための柔軟且つ現実的なアプローチを策定すること
- インド太平洋地域への米国産 LNG 輸出能力の拡大および効率性の向上を含め、エネルギー安全保障の強化に必要な国内エネルギー生産、インフラ整備やエネルギー供給の多様化を推進すること
- LNG、持続可能な航空燃料（SAF）、水素、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）や原子力などのクリーンエネルギー技術およびインフラにおける協力を強化すること
- 先進的なデータセンターや、5G、6G または Beyond 5G、Wi-Fi6 を含む次世代インフラ構築における日米協力を促進すること。また、既存および新規のインフラや資源を効率的に活用することで、遠隔地での生活の質を向上させるオンラインサービス（配車アプリや短期レンタルサービスなど）の利用をさらに普及させること。
- 重要インフラの保護に関する技術開発について二国間協力を強化すること
- 日米両国および法の支配や市場メカニズムの基本的考え方を同じにする同志国が互いに支援し、インフラ技術と設備を高度化すること
- 新興国における公的資金の規模拡大と投資家に寄りそった政策の推進を奨励することで、投資家の信頼を高め、民間資金を活用し、インフラ格差の解消と経済成長の促進に貢献すること。
- すべての人々が現代の経済の仕組みに加わり、21 世紀のデジタル・エコノミーから利益を得るために、デジタル・ディバイドに対処し、橋渡しすること
- インフラのあらゆる側面に関連する重要技術として信頼性の高いサプライチェーンを強靱化するため、日米両国や同志国にて半導体の開発・生産を推進すること
- インド太平洋経済枠組み（IPEF）やフレンドショアリングを通じて、同盟国や同志国との連携を強化し関係を深め、蓄電池に使用されるレアメタルや電池セルなどの重要な原材料のサプライチェーンを多様化すること
- 強靱なサプライチェーンの構築や、バッテリー技術・エネルギー貯蔵システムなど、相互の経済成長と安全保障にとって重要な先端技術の開発に関する投資と二国間協力の促進にむけ、日本のような信頼できる国からの投資について、対米外国投資委員会（CFIUS）の審査プロセスを合理化すること。

3. 物価上昇を抑える政策および持続可能な社会を支援する政策を政府に奨励する

世界経済が高インフレの重圧に苦しみ続ける中、両協議会は両国政府に対し、インフレの根本原因に対処し、消費者と企業への悪影響を軽減する政策に焦点を当てるよう奨励する。また、国際経済秩序が揺らいでいる今こそ、持続可能な未来に向けて公正なルールに基づくガバナンスの重要性を認識し、両協議会は両国政府へ以下のことを提言する。

- 物価水準について、目標達成までに必要な期間においては、物価安定までの金融政策調整を許容すること
- 企業会計の透明性やルール遵守など、市場信頼性を確保するためのコーポレートガバナンスを推進すること
- 米国通商拡大法第 232 条に基づく米国の輸入制限など、国家安全保障政策による過度に広範囲な関税を撤廃すること
- WTO の貿易円滑化協定の急送便に関する条項に、国境手続きの簡素化に関する条項と、特に中小規模の貿易業者の負担となっているセキュリティ面に影響のない書類作成を取り除く条項が含まれていることを再確認する。

- WTO の貿易円滑化協定に沿って、通関手続きに関連するコストを削減するための関税の最低限度額の引き上げや、簡素化された「バケットシステム」（少数のカテゴリーで「商品の名称及び分類についての統一システム」上における広範囲の物品をカバーするシステム）による物品分類などの強固なルールに合意する。
- 有害な産業補助金、国有企業による貿易歪曲行為、不必要な関税や不正な貿易慣行などの市場歪曲的措置を排除するとともに、データ・ローカライゼーション、事実上のデファクトとして実施されるものを含めた強制的な技術移転、知的財産権の保護などの課題に対処するためのグローバルな日米協力を推進すること
- 日米両国および同志国間において、一方的で差別的な措置を排除しながらサプライチェーンの安全性と強靱性を強化し、コストプッシュ型のインフレを抑制すること

なお、デジタル・エコノミー、金融サービス、エネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する分野別の提言は、後掲の各章に記載の通りである。

Digital Economy

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、経済成長と雇用創出を同時に実現するには、新たな価値創造に寄与するイノベーションやサービスを創出し、デジタルトランスフォーメーションを加速することが不可欠であると認識している。両協議会は両国政府と緊密に連携をしながら、これらの挑戦に断固として取り組み、また積極的な役割を果たし対応していく。この事を念頭に置き、両国政府に対し以下を提言する。

1. ルールに基づくグローバルな通商システムの強化・促進

両協議会は、産業界による広域なバリューチェーンを構築する多大な努力を鑑み、グローバルな経済の拡大を促進する上で日米両国政府のリーダーシップが重要と認識している。我々は両国政府に対し、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の高い標準を元にした、経済の成長・統合を促進する、ルールに基づくグローバルな通商システムを発展・強化することを求める。これらの協定は、将来のグローバルな経済成長の最大の貢献要因である、地域に於けるデジタル経済拡大のためのモデルとして機能する。

また両協議会は、米国政府が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)へ再加盟することが、インド太平洋における米国行政の経済的、戦略的大志を実現する最良の道筋であると信ずる。更に両協議会は、インド太平洋経済枠組み(IPEF)は、日米デジタル貿易協定やアメリカ合衆国、メキシコ合衆国及びカナダとの協定(USMCA)のデジタル貿易章を基盤とする高度な標準なものであることに加え、執行可能なコミットメントを含めれば、実効性のある枠組みとなり得ると認識している。

また両協議会は、ルールに基づくグローバルな通商システムを強化するため、両政府がWTOにおける議論のプロセスと手続きを改善し明確化するための改革努力に協力ことを推奨する。

2. 国境を越える自由なデータ流通の促進

我々は信頼できるデジタル経済を確立するためには、データ利活用を実現しつつ、ルール、アーキテクチャー、そしてトラストアンカーに関する国際的な相互運用性を確保することで、信頼できる自由なデータ流通を促進することが不可欠であると考えます。

我々は、DFFTを含む国境を越えるデータ流通を促進する政策枠組みや日米デジタル貿易協定などの頑強なデジタル貿易の規律を推進する両国政府の尽力を評価する。また、我々は貿易ルールの整備と実行と並行し、データ流通の規制や運用上の障壁を除外することの重要性を認識している。2023年の日本が議長国であるG7は、DFFTでの合意を拡大し実行を促進する重要な機会となろう。

一方で、自由なデータ流通を制限するデジタル保護主義が、一部の国や地域で蔓延している。我々は、信頼

性と自由なデータ流通を促進するため、G20、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)及び世界貿易機関(WTO)といった多国間フォーラムにおいて両国政府が引き続き緊密に協力することを強く推奨する。両協議会は、両国政府が、電子商取引における関税不賦課の恒久化などデータ流通を可及的早期に可能とし促進する条項を含めた世界貿易機関の共同声明イニシアチブにおいて、高度な標準と商業的に意味のある成果を達成するため更に協働することを推奨する。

3. プライバシー、データ保護及びイノベーションの強化

両協議会は、プライバシー、データ保護及びイノベーションを促進する政策枠組みに取り組む。我々は、両国政府が多国間フォーラムにおいて、高水準のプライバシー保護と開かれたデジタル市場を促進することを推奨する。また、こうした諸原則を採用するため、両国政府が APEC 越境プライバシールール(CBPR)システムやグローバル CBPR フォーラム、政府による個人データへのアクセスに関する OECD での検討といった確立されたメカニズムを通じて、これらの諸原則を推進することを奨励する。我々は、本年末までに妥協のない OECD の合意が得られるよう政府のリードの下、活動していく。各国が個人情報保護とイノベーションを支援する枠組みを追求するにあたり、政府は新たな規制が設計と実行の両面において差別的でないものとなるようにすべきである。

両協議会は、医療情報や財務情報などのデータ流通と活用が、パンデミックや災害への対応、また電子商取引とデジタル・エコミーのそれぞれの推進に重要であると理解している。我々は、引き続き多国間会合やフォーラムを通じて、両国政府が国際的な規範を確立することに向けた議論を主導することを求める。

4. 安全で信頼できる次世代情報通信インフラの整備と推進

両協議会は、安全で信頼できる次世代通信インフラは、5G・6G・Beyond 5Gといわれる技術も含め、全ての産業を通じて、イノベーションを可能とし新しい機会を創出するものであると信じている。我々はまた、オープンで相互運用性のあるアーキテクチャーは、信頼できるベンダーを選択し、サプライチェーンを多様化するための選択肢を拡大させることで経済安全保障を強化するための鍵となるものと確信している。我々は、2021年5月に立ち上げられた日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップに基づき、両国政府が、国内外においてバーチャルでオープンかつ相互運用可能な5G技術とソリューションの活用と、また開発、任意的採用を加速する、明確、安全且つ信頼できるICT 5G技術の公共政策の確立を継続することを求める。Open Radio Access Networks (Open RAN)はこの戦略の重要な部分であり、成熟に向けての初期段階にある。我々は、研究、開発、テスト、実装向け投資として表明された25億ドル、20億ドルの各コミットメントを遂行することで、両国政府がこれらの技術の採用を加速させるためのイニシアチブを取ることを推奨する。ライセンス免除の周波数帯の分野について、我々は日本が最近6GHz帯域(5.925-7.125GHz)の一部を解放したことを歓迎し、また将来の更なる解放を期待している。Wi-Fiなどのライセンス免除の技術は、日本の消費者と企業の自社運用/宅内ネットワークや携帯電話網以外への負荷分散のみならず、6GHz帯域のグローバルな市場アクセスを必要とする日本の消費者向けWi-Fi搭載製品の製造業者にとっても重要である。また我々は、両国政府による6G・Beyond 5Gの研究開発への更なる投資が、将来のこれらのソリューションの活用機会を増大させると信じている。

我々は、有志国が5Gの開発と実装促進、Open RANの採用、6G・Beyond 5Gへの投資と言った類似の政策を採択することを促すため、両国政府が引き続き協調するとともに重要な役割を果たすことを要請する。これには、G7が去る6月に発表した、2027年までに民間資金を含めて6,000億ドルの途上国インフラ投資支援を目指す新たな枠組みであるグローバルインフラ投資パートナーシップ(PGII)の活用を含む。両協議会

は、民間セクターの協力があれば、信頼できるベンダーからのオープンで相互運用可能なアーキテクチャーの採用と、他市場における信頼性の高い5Gネットワークの構築を加速することが可能であると考える。

5. 人工知能(AI)の利活用促進の努力

両協議会は、両国政府が共同研究及び研究者の交流を通して科学技術に関する研究開発機関間の協働及びパートナーシップを強化するための「日米競争力・強靱性(CoRe)パートナーシップ」に基づき、AI技術の開発と活用促進において両国政府が引き続き主導的な役割を果たすことを求める。

両協議会は、両国政府が合意に基づき、産業界主導のグローバル・ベースのAI標準の開発及び適用を通じて、AI技術の発展を促進することを推奨し、また柔軟性を有し、リスクベースであり、透明且つ自発的で多くのステークホルダーが関与するプロセスで動くガバナンスの枠組みを構築・推進するよう推奨する。我々は、両政府が民間企業の投資意欲が拡大し、また革新的AI技術の利活用により社会的便益が最大化されることを目指すべきであると考える。

我々は、両国政府が産業界及び市民社会と緊密に協働して、人間中心の価値観、公平性、説明可能性、透明性、安全安心及び説明責任に焦点を当てた倫理の基準と原則を策定するため、グローバルなリーダーシップの役割を果たすことを要請する。また、AIに関するOECD専門家ネットワーク(ONE AI)、AIに関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)などの会合での多国間による討議を引き続き支援することを期待する。

我々は、AIシステムをリスクに応じて管理し公平に分類するため、またステークホルダーに課せられた責任から生ずるコストと便益の間の最適なバランスを慎重に考慮するために、両国政府が産業界と協力することを望んでいる。

6. 量子情報科学・技術の利活用促進の努力

我々は、両国政府に、日米競争力・強靱性(CoRe)パートナーシップに基づき、実証スキームと共同開発の実行を通して、有益でグローバルスタンダードな量子情報や量子コンピューティングなどの先端ソリューションの社会実装を加速させるよう求める。また、引き続き安全性を確保できる量子技術を基礎とした暗号通信の開発を促進するための二国間の努力を評価する。

我々は、両国政府が、両国間だけでなく将来的に他の同志国とも共同で技術の調達及び活用を行う可能性も見据え、重要・新興技術の共同研究開発プロジェクトを実行する意図を有することを支持する。

加えて、両国が公正でルールに基づいた標準開発プロセスを特定・保護し、量子コンピューティングなどの先端・重要技術の重要標準の策定プロセスへの産業界の参画とその能力を強化するためのアプローチを確立することが重要である。

7. 増大するサイバーリスクを管理するためのベストプラクティスと国際標準の奨励

両協議会は、サイバーリスク管理が、特に重要なインフラにおいて、両国の経済安全保障及び国家安全保障とデジタル貿易の我々二国間のパートナーシップにとって不可欠であると認識している。常に進化し続けるサイバーセキュリティの脅威を踏まえ、両協議会は、サイバーリスク管理には、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチの方がより有効であると認識している。

特に、我々が重要インフラを狙う脅威に常に晒されていることを念頭に、企業や組織が検出した攻撃の痕跡をリアルタイムに共有化することが可能な集団的な防御の仕組みが重要であると考えます。

サイバーセキュリティへのアプローチは、企業がセキュリティの状態を長期に亘り評価し強化するのに資する、産業界により良く吟味されたものに沿ったものでなければならない。産業界が、進化し続けるサイバー脅威に対し、進化し続けるベストプラクティス及び世界的に認知された標準をもって立ち向かえるようにすることが、より柔軟性が高く常に最新の、リスクベースのサイバーセキュリティ・アプローチに道を開く。

政府が将来の政策策定において、NIST サイバーセキュリティ・フレームワークや ISO/IEC 27103:2018 (IT – 安全技術 – サイバーセキュリティの枠組みにおける既存の標準の活用) などの既存のサイバーセキュリティの枠組みのベストプラクティスを出発点とすれば、民間産業界にとっては大きな利益となる。

8. ICT サプライヤーの「信頼性」の確立

国際的な脅威に対処する上で世界中の企業にとっての ICT における信頼性の重要性に鑑み、両協議会は「第 58 回 日米財界人会議のデジタル・エコノミー分科会共同声明附属文書」において、「ICT サプライヤーの信頼を構築するための推奨される諸原則」案を表明したが、我々はこれらの原則がインド太平洋地域横断のベストプラクティスを確立するための有効な枠組みとして役立つことを希望している。

Energy and Infrastructure

コロナ禍や昨今の天然ガス需給ひっ迫などを受け、エネルギー安全保障と強靱性向上の必要性が求められてきた。日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）は、ロシアによるウクライナ侵略により一層迅速かつ根本的な世界的対応が必要となったと認識している。両協議会は、日米両国政府及び国際社会によるエネルギー安定供給のための様々な努力を歓迎するが、日米両国は更なる努力を主導する必要がある。また、カーボン・ニュートラル達成に向けた努力を遅らせることはできず、異常気象の増加などに対応するためにエネルギー安全保障、強靱性とエネルギー・トランジションのバランスを慎重に取ることが求められている点を強調する。この観点から、EUタクソミーにおいて、一定条件で原子力及び天然ガスによる発電などが持続可能な経済活動として認められたことを両協議会は歓迎する。両国政府が掲げた 2050 年までのカーボン・ニュートラル目標を達成するためには、高効率の火力発電や原子力を含む既存のベースロード電源の活用を前提とした上で、継続的な革新的技術の開発とクリーン・エネルギー・インフラの展開が必要である。また、両協議会は、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実現に向け、インド太平洋地域における協力を引き続き尽力する。

エネルギー安全保障と強靱性の向上

両協議会は、世界のエネルギー安全保障確保の促進を目的とした、2022 年5月4日付け「共同ステートメント 日本国経済産業省と米国エネルギー省によるエネルギー安全保障とクリーンエネルギー・トランジションに向けた協力」を歓迎する。更に、世界的エネルギー供給の制約を緩和し、且つ、より排出量の多いエネルギー源の安定的な代替として、液化天然ガス (LNG) が果たす役割を認識し、この役割を果たす米国産 LNG の輸出を促進する。両協議会は、米国と日本が世界のエネルギー安定供給のためのエネルギー安全保障と強靱性を向上する努力を主導するため、以下取り組みを検討するよう両国政府に要請する。

- ロシアによるウクライナ侵略を受けて米国から欧州市場への LNG 供給が急速に拡大する中、インド太平洋地域における LNG の安定供給と手頃な価格を確保するため、エネルギー供給の多角化に向けた多国間タスクフォースを設置すること
- インド太平洋地域でのクリーン・エネルギー技術の展開を加速しつつ、米国産 LNG を当該地域に輸出する能力と効率を高めるため、ガス・パイプライン、メキシコ太平洋側などに所在する LNG 関連施設、および展開可能な場所での浮体式 LNG 貯蔵・再ガス化設備を含むインフラの開発と投資を支援すること
- 有志国政府間の枠組みを通じてエネルギー供給を増加し、インフラ投資を強化すること。認許制度改革は長期的な投資への確実性をもたらし、サプライチェーンとエネルギー源多様化に貢献する
- エネルギー安全保障を強化し、低炭素ベースロード電源の重要な供給源とするため、安全な原子力利用拡大に向けた明確な道筋を確立し、それに必要な熟練した労働力育成に投資すること

カーボン・ニュートラル実現に向けた継続的努力

両協議会は、エネルギー安全保障と強靱性の向上が、カーボン・ニュートラル実現に向けた取り組みを遅らせることはできないことを認識している。エネルギー安全保障、強靱性とエネルギー・トランジションのバランスを慎重に取ることが求められている。日米両国は、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を日米協力の中心として、カーボン・ニュートラル実現に向けた努力を継続している。両協議会は、日米両国が現実的かつ秩序あるエネルギー・トランジションを先導するために、以下の支援を両国政府に要請する。

- 陸上・洋上風力発電、水力発電、地熱発電、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの展開と、それら電力を収容し、効率的に利用するための送配電網の容量増加と近代化を行う努力を継続すること
- 将来の水素への転換などの道筋がある秩序だったエネルギー・トランジション実現のため、排出量が相対的に多い他の燃料から安定的でクリーンなベースロード電源である天然ガスに切り替え、天然ガス・タービン・コンバインド・サイクル発電などの高効率な天然ガス・ベースのインフラを展開すること
- 既存インフラのよりクリーンな利用、産業・運輸部門などの排出削減困難な部門の脱炭素化、ブルー水素・アンモニア、持続可能な航空燃料、メタネーションによる合成メタンなどよりクリーンな燃料の生産、メタンやフッ素化ガスなど他の温室効果ガスの削減を実現するための炭素回収・利用・貯留 (CCUS) の展開を推奨すること
- 水素社会の早期実現に向け、水素の製造から輸送、貯蔵、利用までの一貫したバリューチェーンを構築し、水素に関連する全ての技術を活用するための分野横断的な協力を推進すること

革新的技術の開発と活用

両協議会は、日米両政府が設定した 2050 年までのカーボン・ニュートラル目標を達成するためには、秩序あるエネルギー・トランジションを支える破壊的イノベーションが必要であることを強調する。また、一つの技術だけでこの目標を達成することはできず、利用可能な全ての技術を活用する「全活用戦略 (all-of-the-above approach)」が必要である。両協議会は、革新的技術の開発と活用を加速するために、両国政府に対し以下の促進を要請する。

- 効率向上、消費者側の省エネルギー化、限られた資源の活用、スマートかつ近代的で強靱性のあるインフラ推進のため、送配電網やデマンド・レスポンスなどエネルギー・インフラ部門にデジタル技術を活用すること
- 重要インフラへのサイバー攻撃に対するサイバーセキュリティの復旧力と即応性を高めるための基準を策定すること
- エネルギー・トランジション技術の選択肢の多様性を確保し、手頃な価格実現に向けたコスト削減を推進するために、より効率的なエネルギー貯蔵や二酸化炭素回収 (ダイレクト・エアー・キャプチャー) 技術、小型モジュール炉、事故耐性を持つ核燃料、既存および先進原子炉の安全性と経済性を向上する破壊的核物質、核融合エネルギー技術を含む革新的な先進原子力技術、異なる色の水素や革新的メタネーションを含む新しい種類のクリーン燃料や先進的な生産方法など、新しい技術開発を奨励すること
- 回収した二酸化炭素を活用したビジネスモデルの構築を促進し、カーボン・ニュートラルを実現するための二酸化炭素バリューチェーンを確立すること

自由で開かれたインド太平洋の前進

両協議会は、インド太平洋地域における両国間の協力と FOIP の実現が、同地域の繁栄と安全保障にとって極めて重要であると考えます。エネルギー・インフラ部門における域内日米協力の中核的枠組みである「日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP)」を通じて、日米両国は、各国の異なる事情を考慮しつつ、地域の有志国へのエネルギー・トランジションに資する質の高いインフラ促進を支援することができる。両協議会は両国政府に対し、以下の支援を要請する。

- 段階的なトランジションが求められる第三国における長期的な日米協力を拡大すること。これには、エネルギー安全保障の観点から重要性が認識されており、且つ、日本の知識と経験が支えるアンモニア混焼や CCUS などよりクリーンな方法での石炭発電所の利用、可能な場合は LNG への転換、その後最小限の変更でそれら LNG インフラの転換、または燃料シフトにより合成メタンや水素・アンモニアを活用し更なる排出削減を図ることが含まれる
- インド太平洋地域における低炭素・クリーンエネルギー技術の開発・展開を加速させる資金を動員するため、インド太平洋経済枠組み (IPEF) の「クリーンエネルギー・脱炭素・インフラ」の柱を、エネルギー・インフラ設備やレアアースのサプライチェーンや航行の自由を確保するため、「サプライチェーン」の柱を具体化すること
- 日米両政府が立ち上げた複数の枠組みの官民対話を通じた活用、民間企業へのビジネス・マッチング機会の提供、民間資本動員の促進、第三国における諸手続を簡素化や規制障壁の軽減により、域内のエネルギー・インフラ部門に関連する民間事業プロジェクトを成立させること

Financial Services



日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）の金融サービス分科会は、「健全な金融システムの構築」、「持続可能なカーボンニュートラル社会の実現」、「国際金融センターとしての日本の発展」、「デジタル金融イノベーションの促進」、「安心できる高齢化社会の確保」の5つの分野における共同行動計画を承認した。

1. 健全な金融システムの構築

金融規制は、持続的な経済成長を促す健全な金融システムの構築に向けた基盤である。健全な金融システムの不可欠な一部として、国・地域間での調和を図り公平な競争環境を確保し、テクノロジーの発達や社会の構造的変化、国際的な議論を考慮するために、規制について不断の見直しを行うべきである。これを踏まえて、両協議会は以下の提言を行う。

公平な競争環境：公平な競争環境は、金融・資本市場を強化し、市場の非効率性や歪みを回避するための重要な規制上の原則である。デジタルイノベーションにより、テクノロジー企業を含めた多様な活動主体が金融サービスのバリューチェーンに参入している。金融システムへのリスクを評価することによって、活動主体に関わらず、同一の活動には同一の規制を課すことで、金融の安定と消費者保護が確保されるとともに、競争とイノベーションが促進される。

規制の調和：両協議会は、日米の規制当局に対して、国際的に調和の取れた規制の枠組みを構築するため、引き続き協力するよう要請する。特に、気候変動に関する金融規制は、グローバルに整備が進められており、日米を含む主要国・地域における国際的調和が不可欠である。両協議会は、一貫した二国間協力のためのプロセスを実施するとともに、気候変動やその他の課題に関する、より広範な多国間協力について議論することが重要と考えており、日米両国政府がこうした分野の規制に係る連携を議論する場を設けるなど、正式なプロセスを定めることを勧奨する。

安定的な物価上昇と経済成長：急速な物価上昇とその世界経済への悪影響を考慮し、両国政府や金融当局は、各国の事情を考慮しつつ、安定的な物価上昇と経済成長のバランスを取るための政策を実施すべきである。両協議会は、両国政府ならびに金融当局に対して、物価上昇により深刻な影響を受ける人々への支援と金融政策による副作用の分析と対応、過度な市場の変動を回避するための民間との継続的なコミュニケーションを検討するよう要請する。

2. 持続可能なカーボンニュートラル社会の実現

ロシアによるウクライナ侵略は、世界のエネルギー価格の高騰を招き、グローバルにエネルギーの持続可能性とカーボンニュートラルに向けた短期的な機運に甚大な影響を与えている。両協議会は、このような困難の下においても両国政府が2050年までにカーボンニュートラルを達成するというコミットメントを維持していることを高く評価する。金融サービス業界は、サステナブルファイナンスの推

進や気候変動リスクの評価に加え、トランジションのサポートなどの取り組みを通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な役割を果たすことができる。

時間軸の見直し：2050年までにカーボンニュートラルを実現するためには、政府と民間企業双方の多大な努力が必要。両協議会は、現在進行中のエネルギー危機を踏まえ、2050年までのカーボンニュートラルという目標を維持しつつ、目標達成に向けた工程のタイムラインとマイルストーンを見直し、柔軟に対応することを両国政府に勧奨する。

トランジションファイナンスの推進：両協議会は、効率的で十分かつ秩序ある方法で持続可能なカーボンニュートラル社会を実現するために必要なトランジション活動を支援する。また、サステナブルファイナンスやトランジションファイナンスを促進するための官民協力の強化と、目標達成に向けた柔軟な金融支援の提供拡大を支持する。

報告ならびに開示：両国の金融規制当局は、サステナブルファイナンス活動、及び、気候関連のリスクと機会に係る報告・開示基準を検討するために、官民対話に取り組むべきである。世界的に調和の取れた報告・開示の枠組みの確立を目指し、その枠組みは、投資家にとっての透明性の高い十分な情報に基づく意思決定に対するニーズと、金融機関や報告主体にとっての柔軟性を保持する必要性とのバランスを取るべきである。気候変動とサステナブルファイナンス活動の評価や影響を分析する際に不確実性や主観的解釈が内在することを踏まえれば、報告・開示に係る柔軟性は重要である。

3. 国際金融センターとしての日本の発展

両協議会は、国際金融センターとしての日本の地位を強固にするための多面的な取り組みを支持するとともに、コーポレートガバナンスコードとステュワードシップコードの品質と適用範囲の更新・改善に向けた継続的な取り組みや、その他日本のビジネス環境や競争力全般を強化するための重要な措置を高く評価する。この目的のために、両協議会は日本政府、とりわけ財務省や金融庁に対して、日本の金融市場の成長力を高め、個人投資家のニーズにより良く応えるための政策措置を含めた取り組みを継続するよう求める。さらに、両協議会は目標を達成するために不可欠な、広範な省庁間の連携強化を勧奨する。両協議会は、特に以下の4つの主要分野に焦点を当てることを推奨する。

コーポレートガバナンスと透明性：改訂されたコーポレートガバナンスコードに沿った取締役会の独立性、多様性、説明責任などの分野での進展、及び、独立取締役に対する需要を満たす多様な人材を確保するための取り組みが必要である。

金融専門人材のエコシステム：採用や昇進、業績評価や解雇などを含めた雇用慣行の見直しのほか、金融専門人材の量と専門性を拡充していくことが必要である。

個人投資家の市場参加：アドバイザーの質、販売慣行、資産配分などを含む個人投資家市場の改革のほか、ファイナンシャルプランニングや受託者基準について、特段の配慮が求められる。

機関投資家向け市場：機関投資家向け市場を拡大するため、より迅速な清算と市場取引のためのインフラ構築やプロダクト範囲の拡充、高度な情報技術の導入にリソースを割くべきである。

4. デジタル金融イノベーションの促進

コロナ禍を経て、あらゆる産業においてデジタルイノベーションの必要性が高まっている。金融サービス業界においても、これまで以上に速くデジタル化を進めることによって、金融商品や金融サービスを高度化し、顧客利便性を向上させる必要がある。同時に、政府が強力な消費者保護を担保する規制や政策を支持することが重要である。両協議会は、潜在的なリスクを管理しつつ、イノベーションの便益を享受するために、両国政府に対して、以下の方法で連携を強化することを要請する。

中央銀行デジタル通貨 (CBDC) : グローバルに CBDC の研究が進められているなか、両協議会は、日米両国が、セキュリティ面におけるリスクや金融システムへの影響について慎重に見極めている点を評価する。両協議会は、両国が連携を強化するとともに第三国とも協力して、CBDC を既存のシステムやインフラと統合して相互運用を可能にする共通の技術基準の整備や、CBDC スキームにおける内外企業の取り扱いの差異をなくすことによる公正な競争の確保といった、国際的な取り組みを主導することを奨励する。

データコネクティビティ : 両協議会に属する金融機関は、データコネクティビティが顧客との繋がりと、リスク管理、重要なサービスの世界規模での提供のための手段であり、かつ、経済成長や金融安定にとっての重要な一要素であるとみている。そのため、両協議会は、両国政府に対し、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性を認識し、デジタル経済において高水準のルールを追求するための官民協力を促進することを勧奨する。また、両協議会は、強固なデジタル貿易規律を通じて、「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) 」を促す政策枠組みを推進する両政府に心から感謝する。

イノベーション : 両協議会は、デジタル金融イノベーションを促進するための規制上及び運用上の問題を解消するための両国政府の継続的な努力の重要性を認識する。分散型金融 (DeFi)、暗号通貨、非代替性トークン (NFT)、およびその他のデジタル資産の出現により、法律面の整備がイノベーションを活用するための鍵となるため、両国の金融規制当局は、この進化する分野におけるタイムリーかつ明確で、統合されたガイダンスを市場参加者に提供すべきである。

5. 安心できる高齢化社会の確保

日米両国を含む先進諸国は、高齢化に直面しており、両国は金融の持続可能性を確保するという共通の課題に取り組む必要がある。両協議会は、両国政府に対して、産業界と協力して、以下の分野における政策提言を策定・実施するよう要請する。

民間貯蓄 : 両協議会は、保険、個人年金基金、ファイナンシャルプランニングなどを通じて、民間貯蓄のインセンティブを高めるための官民協力を強化するよう両政府に提言する。両協議会は、岸田首相の新たな経済政策の下、個人金融資産のより効果的な投資を促す「資産所得倍増計画」を支持する。両協議会は、日本政府が、企業年金、公的年金、確定拠出年金、個人貯蓄など、日本のあらゆる投資領域において、金融資産の最適な配分を妨げる障害に対処することを推奨する。

保険 : 両協議会は、両国政府が税制上の優遇措置や補助金など、個人の十分な資産形成を支援する政策の枠組みを採用するよう提言する。また、両協議会は、両国政府が、世界、国、地域レベルで保険会社に適切な資本基準を設定するとともに、長期の保険商品と貯蓄商品を消費者が引き続き広く利用

可能にすることを推奨する。

金融リテラシー：個人が投資を活発化させるなか、金融リテラシーの向上は一段と重要になっている。両協議会は、特に社会的弱者のためのテクノロジーと金融のリテラシー向上、ならびに若者のための金融教育に関する官民協力を勧奨する。

Healthcare Innovation



COVID-19が私たちの生活や経済成長を脅かし、新たな公衆衛生の脅威が出現する中、強靱な医療システムや新規治療法への患者のタイムリーなアクセス、経済競争力を促進するためには、持続可能かつ予見性を高めるイノベーションへの投資が喫緊の課題である。これらの投資は、ゲノム編集や細胞工学、デジタルヘルスソリューション、AI アプリケーション等の患者に新たなブレイクスルーをもたらす革新的技術の発展を前例のないスピードで加速させている。また、昨今の地政学的な懸念は、有事において患者の必要なヘルスケア製品へのアクセスを確保するために、サプライチェーン強靱化に資する協調の重要性を提示した。また、パンデミックや関連動向により、ヘルスケア・イノベーションが世界の健康や経済安全保障の促進において重要な役割を果たすことが浮き彫りになった。両協議会は、イノベーションやヘルスケアへの投資、両国の競争力を毀損する危険性のある政策に懸念を抱いている。特に、日本市場の透明性や予見可能性の欠如のために、米国で承認された革新的な医薬品の多くが日本において適時にあるいは全く入手できなくなることが懸念されている。同様に、研究開発型のバイオ医薬品業界においては、昨今の米国の政策によって全体として新規治療法の数が増加する一方で、約束されたアフォーダビリティの向上が望めていないことが指摘されている。

米日経済協議会および日米経済協議会（以下、両協議会）は、革新的で公平、効果的かつ効率的なヘルスケアシステムを通じて革新的な医薬品をより迅速に提供するため、二国間の官民対話を行うことを改めて要請する。両協議会は、2021年の声明で示された持続可能なヘルスケアシステムの4つの要素を想起し、日米政府と民間セクターが持続可能なグローバル・ヘルスケア・イノベーション・エコシステムの構築とサプライチェーンの強靱化に向け、飛躍的に連携を強化することを提言する。

両協議会は、日米競争力・強靱性(CoRE)パートナーシップ、日米経済政策協議委員会(EPCC)、その他の二国間対話の下での日米間の継続的な議論を支持し、2022年5月に Joe Biden 大統領と岸田文雄首相が発表した日米首脳共同声明(「自由で開かれた国際秩序の強化」)を歓迎する。我々は、両政府の協力の下、医薬品・医療機器のグローバルなサプライチェーンの強靱化に資する政策について議論を行っていく。

本共同声明は、両協議会の優先事項をまとめたものであり、以下の提言が日米両国のイノベーションを強化し、政府と産業界が健やかな社会を推進するための一助となることを期待する。

1. イノベーション・エコシステム

償還政策は、継続的な投資と患者の有意義なアクセスを促進するために、技術のブレイクスルーや改良に報いるものでなければならない。企業や民間投資家がイノベーションを優先するためには、研究開発に伴うリスクと経済損失を認識し、それを補償する政策が必要である。公正かつ予見可能な償還は、イノベーターによる持続的な疾患治療法の探索、開発、改良を保証する。

1.1 ヘルスケア・イノベーション

- 両国対象:研究開発、規制環境、償還制度を整備・改善し、市場への継続的な投資を促進する。
- 両国対象:官民の研究協力を促進するための新たなイニシアチブを創出し、産業、アカデミア、医療研究機関、投資家、患者団体との対話を通じて、より良いパートナーシップと政策改革の機会を特定する。
- 日本国対象:創薬イノベーション・エコシステムに関する戦略的な官民対話を活性化し、厚生労働省の「医薬品産業ビジョン 2021」の KPI の設定と進捗のモニタリングを推進する。
- 日本国対象:アンメットメディカルニーズが高い革新的な医療を迅速に提供するため、先駆的医薬品等指定制度(先駆け審査指定制度)と医薬品条件付早期承認制度の活用の最大化を図る。
- 日本国対象:バイオテクノロジー企業主導の革新的な医薬品・医療機器開発の増加等の研究開発環境の変化に対応した規制改革を行う(例:日本での開発開始のハードルを下げ、日本でのデータ取得の条件を緩和する)。
- 両国対象:バイオ医薬品研究への投資を促進し、日米に加えて世界の研究提携に不可欠な知的財産権の侵害を抑制する。

1.2 イノベーションの評価

- 日本国対象:臨床効果だけでなく、社会的な利益(例:患者の職場復帰、患者や医療従事者の負担軽減、医療サービスの効率化)や副次的経済効果(例:生産性の向上)等の治療から得られる多様な価値を考慮した価格算定制度を推進する。
- 米国対象:治療に対する経済的障壁を軽減し、腫瘍治療などの先進医療を含む高額医療費を長期にわたって支払うことができる段階的な支払いオプションを可能にする価値に基づく保険設計構造と患者アクセスの改善を推進する。
- 両国対象:医療技術評価(HTA)が、患者のアクセスを遅らせたり、医師の選択を制限したりしないことを保証する。
- 日本国対象:他の G7 諸国と同様に、特許期間中の新薬を薬価改定(中間年を含む)および市場拡大再算定の対象から除外する。
- 両国対象:規制、価格算定、償還制度が既存治療法の新規適応症の開発に伴うイノベーションを評価できるようにする。
- 両国対象:再生医療、細胞医療、遺伝子治療などの革新的な治療法や、プログラム医療機器(SaMD)等のデジタル治療法の開発を促進するために、イノベーションの価値を反映できる価格算定制度を導入する。
- 日本国対象:保険診療と保険外診療の併用(混合診療)を拡大する。
- 日本国対象:米国で承認された革新的な医療機器を日本で使用できるようにするため、各国の医療制度やビジネス環境の違いを考慮せずに医療機器の価格を比較する外国平均価格調整制度を廃止する。
- 日本国対象:医療機器の機能分類を見直す場合は、産業界と緊密に連携し、いかなる変更もイノベーションを毀損しないようにする。

2. デジタルトランスフォーメーション

- 両国対象: データ収集と医師・患者の相互連携の支援により、革新的な治療法の開発費削減や健康改善に資する新たなデジタルヘルス政策の策定と実施における日米規制当局間の連携を促進する。
- 両国対象: 個人が自身の医療記録にアクセスし、利活用できる環境を整備する。適切なプライバシー保護と患者の許可を得て、患者の治療のために国内外の医療従事者や研究者が異なる機関の間で医療データを連携できる環境を整備する。
- 両国対象: 診断、治療計画、治療、患者フォローアップ、患者データ管理にわたる総合的なケアを支援するため、適切な保護と有意義なインセンティブにより、HL7/FHIR 等の国際標準を用いた相互接続・相互運用可能な情報プラットフォームの開発・採用・利活用を促進する。
- 日本国対象: 医療機関が医療データを保存、管理、共有するための明確なガイダンス/フレームワークを開発し、医療システムおよび公衆衛生の質と効率を向上させ、イノベーションを促進する。
- 両国対象: 非識別化医療データの共有を加速するため、プライバシー、情報保護、反差別を含む倫理的、法的、社会的問題 (ELSI) に対処する。エビデンスに基づく治療ソリューションを推進する上で、仮名医療情報の共有により達成できる医療の進展に関する啓発活動を実施する。
- 両国対象: 分散型臨床試験 (DCT) を可能にし、試験参加者の医療機関訪問とリモートによるハイブリッドを可能にする。
- 両国対象: サイバー攻撃やデータ侵入から保護し、患者の安全を確保し、企業のリスクを最小化するサイバーセキュリティリスク管理アプローチにおける日米の規制当局間の連携を促進する。
- 日本国対象: ヘルスケア業界がデジタル技術を活用し、患者や一般市民に医薬品や医療機器に関する必要な情報を適切に提供できる仕組みを構築する。
- 両国対象: 在宅で利用できる遠隔医療など、多様な治療手段の利活用を促進する。
- 日本国対象: 医薬品・医療機器のトレーサビリティのためのデータプラットフォームの構築を支援する。

3. 経済安全保障・レジリエンスの強化

- 両国対象: レジリエンスを強化する経済安全保障政策を推進し、信頼できるパートナーとの貿易を促進する。
- 日本国対象: 新規モダリティを含む医薬品について、国際的に高水準のデータ保護期間の付与制度を創設する。
- 両国対象: 日米の技術力・産業競争力強化のため、先端医療技術の研究開発への投資を強化する。
- 両国対象: デジタルヘルス技術の安定供給と産業育成の視点から、日米の部品・材料・製造技術に関する互恵的な協力関係を強化するためのイニシアチブを確立する。
- 両国対象: 日米間の感染症対策や災害対策等の支援、抗菌薬・ワクチンの研究開発に対する市場インセンティブ制度を確立し、薬剤耐性 (AMR) 対策を推進する。
- 両国対象: 医薬品・医療機器の安定供給のため、日米間及び同盟国との連携によりグローバルサプライチェーンを強化する。

- 日本国対象: 予期せぬ為替変動により、ヘルスケア事業の安定性、サプライチェーンの強靱性、医療機器・医薬品の安定供給に支障が生じないようにする。
- 両国対象: 患者へのタイムリーなアクセスを確保するため、国境を越えた自由で開かれた医療製品の流通を支援する。
- 両国対象: 緊急時の製造拠点の移転や承認事項一部変更承認申請等において、サプライチェーン強靱化に資する規制当局の迅速な審査手続きを確立する。サプライチェーン強靱化に資するその他のイニシアチブを検討する。
- 両国対象: サプライチェーン・マネジメントを向上させるため、日米間で GMP (Good Manufacturing Practice) に関する相互認証協定 (MRA) を締結する。
- 両国対象: パンデミックや季節性疾患、風土病に対して経済と社会のレジリエンスを維持するためにはワクチンの高い普及率が不可欠であることを理解し、科学的根拠に基づくワクチン接種促進政策と啓発活動を採用・強化する。
- 両国対象: 健康食品や栄養補助食品などの機能性食品のエビデンスに基づく健康上の利点を認識・啓発して公衆衛生を促進し、高齢化社会における社会保障制度のレジリエンスを確保する。



Travel, Tourism and Transportation



ロシアによるウクライナ侵略で国際社会が緊張に包まれるなか、普遍的な価値を共有する日米両国が連携を更に強化し、その連携の輪をインド太平洋地域、ひいては世界に広げていくことが重要である。旅行、観光、交通(「TTT」)は、相互の理解を深めるかけがえのない架け橋であり、世界中の人々の平和を促進する重要な要素である。これらは、対話、平和、寛容、持続可能な開発の重要性を再認識させる。COVID-19のパンデミックは、過去2年半にわたり旅行、観光、交通業界に深刻な打撃を与えてきた。今後、どのような影響が続くのかは不透明だが、ワクチン接種、コロナ罹患による免疫の獲得や医療提供体制の整備に伴い、産業界は危機からの転換点を迎えている。

国連世界観光機関(UNWTO)によると、2022年の第一四半期には、世界の旅行者数は2021年の同時期の約三倍の水準となった。アジア・太平洋地域でも2021年比64%増を記録したが、中国や日本等の厳しい入国制限の影響もあり、パンデミック前の2019年を93%下回る水準である。米国、英国の出入国者数は、2019年比で約7割まで回復しているが、日本は約1割以下の水準が続いており、G7諸国に大きく遅れをとるだけでなく、経済、産業への影響が懸念される。

日米経済協議会 および、米日経済協議会(以下「両協議会」)は、国と産業界が連携した対応が重要であるという認識の下、危機を乗り越え持続可能な成長を続けるために、両国政府に対して以下の提言を行う。我々の取り組みが業界の回復だけでなく、コロナ禍で生じた需要の変化への対応や、新たなビジネスモデル、イノベーションの創出、2025年の日本国際博覧会(大阪)等、日米両国の社会、経済の幅広い回復に寄与すると考える。

1. 社会経済の活性化と、パンデミックから得られた教訓

両協議会は、G7諸国並みに円滑な入国が可能となるよう水際対策を緩和するという岸田総理の方針や、日本政府の査証免除プログラムの再開、到着後PCR検査の廃止等の措置を歓迎する。同時に、ヒト、モノ、カネ、デジタルが自由に往来できる環境をつくり、両国の経済をさらに成長させるために、さらなる水際対策の緩和を求める。

パンデミックから得られた教訓

両協議会は、日本政府が設立を表明した「日本版CDC」等、公衆衛生分野での両国の連携強化を歓迎する。コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かした、危機管理体制の早期整備及びそのロードマップの提示により、ビジネスの予測可能性を改善することを期待する。また、24年ぶりの水準にある円安の影響を受け、物価の高騰が進む中、日本経済の回復・活性化には消費を喚起するインバウンドの呼び込みは必須である。日米両国の活発な往来は、両国のビジネス活性化のみならず、観光客、留学生、文化的交流の促進等、中長期的な日米経済成長の礎となる。

日本は、2012年に故安倍首相が政権に復帰して以来、観光立国の実現に向けた対応を強く進めてきた。旅行、交通、観光業界もこれらに合わせ、長年にわたり各産業に多大な投資を行ってきた。しかし、パンデミックの影響により、これらの業界の見通しは、依然として極めて不透明である。そのため、今後は政府と産業界がより緊密に対話を継続する必要がある。パンデミック下においても可能な限り、社会経済活動と感染防止・医療提供体制の両立を図るべく、日米両国においても対話を継続し、双方の知見や経験を共有しながら対策を講じるべきである。また、そのために民間セクターや、一般市民とも効果的にコミュニケーションを行うことが必要である。

2. デジタルを活用した新たな取り組みの推進

COVID-19 のパンデミックは、様々な分野でデジタル化を加速させている。例えば、「ワーケーション」といった、「時間」と「場所」に捉われない新たな働き方が定着しつつある。両国政府には、こうした産業界の新たな取り組みへの支援を期待する。また、2025年の日本国際博覧会(大阪)、2028年のロサンゼルスオリンピックが、こうした産業界の革新的な取り組みのショーケースとなることを期待する。

新たな観光の推進

コロナ禍、またポストコロナでの働き方や暮らし方に関する多様なニーズに対応するために、自然・文化等の地域資源の磨き上げ、デジタルツールによる新たな体験価値の提供や地域での回遊の促進、需要の平準化等により、従来の観光をアップデートすることが必要である。また、観光業において、人材の確保は喫緊の課題であり、観光人材の育成に向けた両国政府の政策的な後押しも検討に値する。

新たな輸送技術や MaaS サービスの推進

自動運転技術や、ロボットやドローンを利用した配送システム、ビッグデータを活用した効率的な輸送システムといった革新的な技術は、スマートシティの開発だけでなく、交通渋滞、人手不足、カーボンニュートラルの実現といった日米両国が抱える社会課題の解決にも貢献することが期待される。

交通・旅行アプリの利用促進

交通や観光に関するアプリの一元化やデジタルツールの推進は、旅行者の言語障壁の解消、新たな目的地への誘客、働き手の生産性向上等の大きな可能性を秘めている。

例えば、日本国内で使用されているアプリには、英語に対応していない、国際的なクレジットカードや決済手段が利用できない等の理由で、外国人旅行者には使い勝手が悪いものもある。デジタルの活用を進めることで、ユーザーデータの効率的な収集や、消費動向の把握等、将来の需要拡大へと繋げることも可能である。

3. 旅行・観光・交通における持続可能性の追求

両協議会は、デジタル化や低炭素化といった旅行・観光・交通セクターの持続可能な成長の取り組みを、コロナ禍をきっかけとして推進してゆく事が重要であると考えている。

包摂的な発展の推進

旅行・観光・交通セクターに携わる全ての人が、その民族や人種、宗教、性別、年齢その他のいかなる地位を問わず、本提言書で述べた技術やサービスの恩恵や就労の機会を享受できるような制度設計を、日米両政府に対して期待する。さらに、両国政府には、地方の中小企業の事業機会となる様な観光資源の開発やベンチャー企業による取り組みへの支援を期待する。

低炭素化に対する取り組みへの支援

両協議会は、野心的なカーボンニュートラル目標の達成にコミットしている両国政府に対しては、モビリティセクターにおける省エネ技術開発や、先進技術を活用した次世代航空機の開発等、産業界における日米の連携した取り組みへの支援を期待する。例えば、自動車業界では、グローバルなカーボンニュートラル実現に向け、既存技術の選択肢を狭めず、地域毎の状況に応じた多様な技術の選択肢を追求することが重要である。技術を第3国へも広く普及させていくことで、日米両政府と産業界が、持続可能な取り組みの実現に寄与することが必要である。エネルギーバリューチェーン全体での低炭素化については、非化石燃料の推進も大変重要である。航空業界では、持続可能な燃料である SAF (Sustainable Aviation Fuel) 燃料が、カーボンニュートラル実現に向けた一つの重要な要素になると考えられており、こうした取り組みに対して、両国政府には、SAF 燃料の開発への投資を促すインセンティブを付与することや強靱なサプライチェーンの構築、SAF 燃料の普及に対する支援を期待する。